

会議の結果要旨

1 開催した会議の名称

令和4年度第2回精華町情報公開・個人情報保護審査会

2 開催日時

令和4年11月15日（火）18時00分から20時15分まで

3 開催場所

精華町役場5階 501・502会議室

4 出席者

（委員）大田直史会長、大島佳代子委員、重本達哉委員、錦光榮委員、安枝伸雄委員
（事務局）松井事務局長、森島係長、八木主査、辻浦主事

5 議題

個人情報保護法改正について

6 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

7 審議の要旨

個人情報保護法改正について

ア. 開示請求者（協議事項の個票7ページ）

（大田会長）

既存の運用ルールを見直すということだが、今まで任意代理がなかったところに、新しく何かつくらないといけないことだと思うが、これは運用ルールで本人確認のルールで代理者であるということを本人が代理を認めていることを証明するルールをつくるということか。

（事務局）

ガイドラインでは、なりすましの防止についてガイドラインに記載されている。なりすましを防止するために、そのガイドラインであれば、本人確認として必ず来られた方の顔つきの写真を提示することになっており、代理であるという確認をどのようにしていくか

明記等をして運用していきたいと考えている。

(大島委員)

運用の部分だけか。

(事務局)

条例については、実際にはこの施行条例で定めることが許容されていないため、運用ルールで整理する考えである。

(大島委員)

条例の改正をせず、運用の部分で任意代理を認めていくということで、法律との整合性は取れているのか。

(事務局)

法律のほうで任意代理が認められるので、その運用に町もしていく考えである。

(安枝委員)

現行条例の後半、未成年者の法定代理人の請求は認めていたということだが、ただし書で、本人が反対の意思表示をしたときは、この限りではないとなっており、ここは運用的にこのただし書の部分は実際どうするのか。任意代理人とか法定代理人が改正法で認めていたとしても、ケースによっては法定代理人の請求でも場合によったら駄目ということもあり得るかなと思う。そこはそれでいいと思うが、このただし書をどういう場合に、反対の意思表示をしたら拒否するかは、詰めておいたほうがいい。

(事務局)

ガイドラインのQ&Aの中では、任意代理の方が本当であるかは、例えば電話で再度確認をするような運用の方法もあるため、委員がおっしゃるとおり、そのただし書で本人が反対してる場合もあるため、運用をどうしていくかルールを定めていく考えである。

(大田会長)

法律のとおりでいくのか。

(事務局)

条例に規定することが許容がされないため、法律に沿った中でルールを作っていく考えである。

(大島委員)

委任だということは、どのように運用で確認するつもりなのか。

(事務局)

今考えているのは、委任状が来た場合は、本人確認をするという意味で、委任者の方に本人の連絡先を聞き、本人に連絡を取ることが一番確実と考えている。

(重本委員)

開示請求については電子申請の予定はあるのか。

(事務局)

今のところ予定していない。

(重本委員)

将来的にはどうか。

(事務局)

環境のこともあるが、まずは本人確認が要るだろうという点から、電子での運用はしていない。検討中である。

(重本委員)

法律自体は許容しているのか。

(事務局)

している。

(重本委員)

認められれば、代理人本人の確認も要るということか。

(事務局)

必要である。今現状もしており引き続きしていく。

(大田会長)

どちらかが本人である確信ができない場合は拒否ということになるか。

(事務局)

確認できなければ、拒否になる。

イ. 死者情報の開示請求（協議事項の個票9ページ）

(大田会長)

精華町の従来の規定のような死者の個人情報を遺族が開示請求できるやり方を取っているところは多いのか。

(事務局)

当初、制定のときに、死者をどうするか議論をいただいた中で、その当時は多かったように記憶している。ただ、当初から死者を含まないという条例規定しているところも中にはある。

(大田会長)

ほとんどのところは、死者の情報であっても遺族の個人情報とみなされる部分について開示するのは多かったように思う。

(事務局)

現行条例の請求の要領としては、相続人ないしは同居の親族、書類の確認は必須だが、それができていれば、その死者の個人情報を開示請求することができる運用をしている。法では、死者情報が、その遺族と関連する自身の情報を請求できるとしている。何が請求できなくなるか具体例が、国でまだ示されていない状態であり、どの部分が遺族の死者情報

として関連づけられるかが課題と思っている。

(安枝委員)

精華町としては、既存の条例の関係もあるため、削除しつつ、死者情報について遺族等から請求あった場合は開示できるように、検討しているということか。

(事務局)

国のガイドラインに沿って、遺族が請求されるものに関しては、法に基づいて開示していく考えである。

(重本委員)

そもそも前例はあるのか。

(事務局)

記憶の中では、あまりなかったと思う。

(重本委員)

この現行条例の対象の限定というのは要綱では特に考えていないのか。そもそも請求対象の限定が必要、現行条例上は、その点について踏襲するなど、検討はしているか。

(事務局)

どこまで解釈するのかだと思う。

(大島委員)

今は相続人と同居の家族ということか。

(事務局)

そうである。

(大島委員)

それを等にすると、広がる。

(事務局)

要は死者の相続人及び同居の親族。

(大田会長)

同棲カップルも含むのかということになる。事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むか。

(事務局)

今の現行条例にある運用で同居ということになると思う。他団体を見ると、ばらばらである。同居の2親等までなど、いろいろな事例があるため、今の町の考え方としては、現行条例を踏襲していく思いである。

(重本委員)

精華町はパートナーシップ制度などあるのか。

(事務局)

ない。

(大田会長)

ここについては結局、法律のとおりでいかないといけないことが前提にあり、遺族の個人情報でない死者の情報について開示請求を認める運用をする方向で考えているということの良いのか。

(事務局)

そうである。

(大田会長)

要綱で死者の個人情報とみなされるもの、遺族の個人情報とはみなされない部分の情報を要綱で開示を認めるということか。

(事務局)

最終的には法に基づいた中で生存する個人に関する情報という、そこに限定されてくると考えている。

ウ．個人情報の開示義務（協議事項の個票 1 1 ページ）

(安枝委員)

従来、この新設の口の不開示事由に当たるような不開示情報に当たるようなものというのはどこで議論していたのか。

(事務局)

この口は、現状では情報公開条例にも入っていない情報であり、この部分については事業を営む個人の競争、その他事業上の正当な利益が害すると認められるもの、いわゆる事業者情報で処理をしていた。平成 20 年か 21 年頃にその不服の申立てがあり、その際、この情報がないことで、法人の権利、利益、情報であると読み替えた経過はある。

(安枝委員)

その読み替えで拡張していくかは、正面から合わせて規定するということになる。

(事務局)

今回、法についてはこの開示しない条件で任意提供された部分が不開示情報に入っているため、逆に、情報公開条例を改正をしなければと考えており、法では認められるが情報公開条例にないため、整合を合わせたほうが良いのではと考えている。

(重本委員)

むしろ情報公開条例の改正を検討しているのか。

(事務局)

改正をしないといけないと考えている。運用としては、前段の事業者の権利、あるいは個人の競争上の地位というところで読み取ろうと思えば読み取れるが、任意提供という部分で情報公開条例で謳ったほうが良いと考えている。

エ. 開示決定の期限、開示請求等の特例（協議事項の個票13ページ）

（大田会長）

法のほうが長い期間を認めており、現行条例どおり施行条例で規定するということか。

（重本委員）

従来の条例の運用においては、特段、現行のルールで問題ないという理解で良いか。短過ぎるというような要望があったりはないのか。

（事務局）

第三者意見照会等を必要とする場合には、15日からさらに15日をプラスした30日とした経過はあるが、請求内容が設計書がほとんどを占めており、設計書の開示請求の事務処理としては、おおよそ1週間ほどで準備ができていることから15日以内に設定できている。

（事務局）

開示請求があった時点で、まず相手方に窓口に来ていただくことが基本であり、文書の特定をした上で開示請求をしていただいている。法では30日、60日と、長めになっているが、現状の条例上どおり運用することで住民にも速やかに開示できるよう、現行どおりで考えている。

（重本委員）

いけるのであれば良い。自治体によっては15日が長いという意見もあると伺ったことがある。特に公立学校の成績開示などであると、待ってられない人が多いと。

（大田会長）

期間の計算で、勤務日等を計算するのか、それとも日数を計算するのか精華町の場合はどちらか、勤務日か。

（事務局）

日数のみである。

（大田会長）

法律も同じか。

（事務局）

法律に関しても、同じである。

オ. 費用負担（協議事項の個票15ページ）

（安枝委員）

実施手数料のみ徴収というのは、実費負担ということか。

（事務局）

実際にかかる、実施手数料を徴収する考えである。

（安枝委員）

精華町は、情報公開だとどうなるのか。

(事務局)

同じである。CD、記録媒体等であれば1枚100円になる。

(大田会長)

これまで大量請求はあるのか。

(事務局)

設計書が大量のページになると、CD-Rでの交付で、1枚100円の中に、同時に請求いただいた2件分を入れたりというようなケースも、情報公開であればある。個人情報であれば、大量というのがそもそもあまり想定されていない。そういう意味では大量に出てくることはあまり考えられないと思っている。

カ. 個人情報の訂正請求（協議事項の個票16ページ）

(大田会長)

開示請求前置主義を採用する方向だということか。

(事務局)

ちなみに、この条例ができてからこれまでの間、訂正請求を受けたというのは、現状ではゼロという状況である。

(重本委員)

請求された場合に開示請求をお願いして、実費負担だけで済むのであればできると考えることもできる。

(安枝委員)

法令に合わせるということで良いか。

(大田会長)

裁判などで出てきた情報が間違っていると開示請求しなくても分かっている場合、訂正請求をするにはまずは開示請求からするということになる、不開示の処分を受けた際、訂正請求ができないことになるのはどうかと。実際そんなことがあるかは分からないが、可能性としてそういう訂正請求とか利用停止の請求があるのでは。訂正請求権が独立に行使できないことになる。

(事務局)

実際にそういった懸念もあるかもしれないが、今現状では本町ではゼロ件である。しかし日を追うごとに、そういった事例が出てくる可能性もある。ただ、現時点においては法の状況に倣って、幅広い請求や、対応を明確にすることだが、定期的な見直しはしていきたいと考えており、そういった部分が出てくれば、また審査会を開き、議論をしていきたいと思っている。

(安枝委員)

方向の一貫性としては、もともと条例で実現されていたものが実現されなくなる可能性があるということに関わる。それが法令に抵触しない形で許容できる余地が残っているなら、もとの条例を活かせる形はあるかと思う。一番考えないといけないのは、切り下げられた部分が本当に妥当なのかということと、そこについて一定対応できるのであれば、どう対応すべきかを少なくとも検討対象にし、検討することが大事かと思う。

(大田会長)

検討していただいてもいいと思うが、従来条例で認めてた権利で、国も許容していることから、ここは取ってもいいのかなど。現実には精華町で起こるかどうかは別として、世の中では起こってるということもある。

キ. 訂正決定等の期限・利用停止等決定等の期限（協議事項の個票17.18ページ）

(大田会長)

訂正決定等の期限、現行どおりと。

(事務局)

現行の条例の日をそのまま、施行条例に規定する。

(安枝委員)

停止のときも同じ扱いか。

(事務局)

開示の決定の期限に関しても同じ考えである。国が示してる期限を延ばすことはできないが、短くすることは差し支えないとされており、現行条例と日数を合わせる考えである。

ク. 審査会への諮問等（協議事項の個票19ページ）

(大田会長)

一定の事項について諮問をし、意見を聴いてもらうことを規定すると。中身は、典型的に審議会等への諮問を要件とし、個人情報 の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くということが特に必要である場合に、審査会に意見を聴いてもらうということか。

(重本委員)

従来、個別の法定外利用等についての一般諮問というのはなかったが あったのであれば、それはできなくなる。そこは個人情報委員会の意見があるということか。

(事務局)

そうである。

(大田会長)

結合等についてはないのか。

(事務局)

ない。

(大田会長)

この審査会はどのぐらいの頻度で、特に必要な場合というのはなにか問題がある場合か。

(事務局)

これまでについては不服があり諮問というのが大方であり、それ以外では、制度改正の際にお願いをしていた。今後については、情報公開条例の情報公開の際はまた諮問をお願いする。あともう一つは、議会においては、別条例になるため、議会では諮問があるのが1つ。あとは、個人情報の部分については、法が中心となるため、条例の改正をするのに意見をいただくことが考えられる。

(大田会長)

回数は減る可能性があるが、諮問することもあるというぐらいで。議会のほうはまだ決まっていないのか。

(事務局)

議会では今、検討しており、最終的にはまだ決まっておらず、議論の途中と聞いている。